

議会受付番号	鎌議第 1294 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長（総務部 職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

職員課作成の不誠実な答弁に関連し、労働協約に係る部分

2 質問の要旨

鎌議第 1192 号によれば答弁に於いて芳賀職員以外で労働協約第5条（2）に基づき本大会に出席した者はおりませんと書いているが、逆説的に考えると芳賀秀友は、労働協約に基づいて大会に出席したということか。有給休暇として芳賀は、夏季休暇を取得しているのか。休暇届が出ているのか。あまりに不誠実な答弁である。正確に明快に答弁せよ。

3 答弁

芳賀職員は、自治労連第34回大会に出席しておりますが、労働協約第5条（2）に基づき出席しておりません。芳賀職員は、有給休暇として夏季休暇を取得しており、休暇届が出ています。